

(3) その他地方独自の専門スタッフの活用状況

【制度の概要等】

地方公共団体は、前述の文部科学省が実施する国庫補助事業や地方交付税措置により置かれた専門スタッフに加え、地域の特性や実情に応じて地方単独負担により専門スタッフを学校現場に配置することにより、教育活動の充実とともに教員の負担軽減を図っている。

【調査結果】

今回、当省が調査対象とした 17 県教委、32 市教委、145 校（公立小学校 64 校、公立中学校 64 校及び公立高等学校 17 校）及び 8 私立中学校における専門スタッフの活用状況を調査したところ、授業等における教員への支援及びその他の職員や管理職への支援の分野において、地方独自の専門スタッフが効果的に活用されている状況がみられるとともに、人材バンクの活用や地元大学との連携協力により専門スタッフの人材確保に取り組んでいる状況がみられた。

ア 授業等において教員を支援する専門スタッフの活用状況

（授業補助を行う専門スタッフの活用事例）

17 県教委、32 市教委、145 校（公立小学校 64 校、公立中学校 64 校及び公立高等学校 17 校）及び 8 私立中学校の中には、教育活動の充実とともに教員の負担軽減を図るため、次のとおり、小学校における英語教育の支援や小・中学校における体育授業の補助を行う専門スタッフを活用している事例がみられた。

<小学校における英語教育を支援する専門スタッフの活用事例>（図表 3-(3)-①）

- ① 小学校外国語活動支援員
- ② グローカルイングリッシュティーチャー（GET）

<小・中学校における体育授業を補助する専門スタッフの活用事例>（図表 3-(3)-②）

- ③ スクール・アシスタント・ティーチャー（SAT）（スポーツ）
- ④ 体力向上補助指導員

図表 3-(3)-① 小学校における英語教育を支援する専門スタッフの活用事例

職種	内容
小学校外国語活動支援員	<p>市教委は、小学校には英語を苦手とする教員もおり、外国人である外国語指導助手（以下「ALT」という。）だけではなく、日本人のスタッフがいた方が良いという教員からの要望を踏まえ、児童が英語を使う必然性、学んだ英語が通じた成就感や達成感、異文化理解を体験的に推進することを目的に、平成 29 年度から、日本人の小学校外国語活動支援員を配置している。平成 30 年度は、同支援員を 18 人採用し、19 小学校に配置している。</p> <p>小学校外国語活動支援員は、同市が実施する児童の学ぶ意欲と学ぶ習慣の育成を目的とする「学びフロンティアプロジェクト」の指定校や英語の授業時間数が多い学校に配置されているが、小学校から配置の要望が多いことから、平成 29 年度は 6 人であったところ、30 年度は 18 人に増員しており、今後更に増やしていく予定であるとしている。</p> <p>小学校外国語活動支援員の職務は、①小学校外国語活動及び国際理解の授業の補助、②外国語活動の授業に必要な教材・教具の作成であり、実用英語技能検定 2 級程度を有する者を採用している。</p> <p>市教委は、小学校外国語活動支援員は各校に配置され、同支援員同士が普段顔を合わせる機会がないため、定期的に意見交換の場を設けたり、グループメールを作るなどコミュニケーションを取りやすい環境を作るよう工夫し</p>

ており、配置要綱においても、担当教員とのチーム・ティーチングを効果的に実施するために、授業前の打合せや授業後の反省について、勤務中に設定することを推奨している。

市教委及び小学校外国語活動支援員が派遣された小学校からは、同支援員の配置による効果について、下表のような意見が聴かれた。

表 小学校外国語活動支援員の配置による効果

区分	意見の内容
市教委	小学校外国語活動支援員が教員とALTとの打合せに参加し、両者の架け橋となり、英語教材の作成や英語の授業の補助を行うことで教員の負担軽減につながっている。小学校では、教員は放課後まで空き時間がないため、教材の作成は在校時間増加の要因となっており、同支援員の配置は特に効果が大きい。
A小学校	本校には、平成30年度から、英語の専科教員が配置されており、当該教員は、授業内容や教材作成などにおいて、小学校外国語活動支援員と打合せを行うとともに、ALTと3人でチーム・ティーチングを行っている。英語の専科教員が配置されていても、同支援員の配置は、より良い授業を実施するために配置の効果はある。
B小学校	小学校外国語活動支援員は、小学校の3、4年生の英語の授業のサポートのほか、英語の教材や掲示物の作成を行っている。日本人である同支援員の配置は、英語の授業を円滑に行う上で効果が高く、また、ALTと比べて授業以外の勤務時間が長いため、その際に英語教材や掲示物の作成なども行っている。教員の中には英語が苦手な者もあり、教員の負担軽減の面でも効果がある。

(注) 当省の調査結果による。

グローバルイングリッシュティーチャー（GET）

市教委は、異なる文化の人々と自信を持って交流ができるとともに、地元への愛情を持ちながら国際的に活躍する子供を育成することを目的に、平成30年度から、外国人であるALT以外に、グローバルイングリッシュティーチャー（以下「GET」という。）28人を各小学校に1人から2人ずつ配置している。

市教委は、GETに係る配置の経緯について、「小学校教員の英語力を補い、授業の質の向上と教員の負担感を軽減するため、日本人でありながら十分な英語のスキルを持った人材を公募し、英語授業時における教員に協力する者として配置することとした」としている。

GETの職務及び資格要件は、下表のとおりである。GETは、小学校の5、6年生の外国語授業において、教員の授業協力（英語への翻訳）のほか、教材作成のサポートを行っており、地元に関する事項について英語表現を教え、地元について英語で語ることができる人材を育てることを目標としている。また、GETは、市内に在住し、小学校の英語教育推進に熱意があり、かつ、下表に掲げる資格を有する者から、市教委が公募により選任している。

表 GETの職務及び資格要件

区分	内容
職務	<ul style="list-style-type: none"> ① 外国語を担当する教員の指導補助及び教材作成等の補助に関すること ② 英語の発音、学習方法及び指導方法に関する教員への助言及び援助に関すること ③ 日本と海外の文化に関する情報提供及び異なる文化の理解の促進に関すること ④ 地域に関する事項の英語での表現の提供に関すること ⑤ 英語教育に関する教委、実施校、ALT及び地域の住民との連携に関すること ⑥ その他教委が必要と認める活動に関すること
資格要件	<ul style="list-style-type: none"> ① 英語を公用語とする国への留学、又は英語を用いた海外赴任の経験を2年以上有する者 ② 実用英語技能検定準1級、TOEFLスコア60点以上、又はこれらに準ずる者 ③ 特定非営利活動法人小学校英語指導者認定協議会（J-SHINE）が認定する小学校英語準認定指導者以上の資格を有する者 ④ 国、地方公共団体、英会話学校等における指導、児童生徒への英語

	指導歴2年以上である者 (注) 当省の調査結果による。 市教委からは、GETの配置による効果について、「ALTは外国人であるが、GETは日本人であるため、外国人であると構えてしまう児童に寄り添うことができ、より細かな指導ができています」との意見が聴かれた。
--	--

(注) 当省の調査結果による。

図表 3-(3)-② 小・中学校における体育授業を補助する専門スタッフの活用事例

職種	内容																				
スクール・アシスタント・ティーチャー (SAT (スポーツ))	<p>市教委は、子供たちの能力や適性は多様であり、発達段階や年齢に配慮した指導上の工夫や内容の精選を図るとともに、一人一人に応じた方法による指導や理解の進度の違いに配慮した指導が必要であることを踏まえ、学力の向上を目指し、児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導を行うことを目的に、教科指導の継続的な補助を行うスクール・アシスタント・ティーチャー（以下「SAT」という。）を小・中学校に配置している。</p> <p>SATのうち、小・中学校において体育授業の指導を補助する者としてSAT (スポーツ) があり、さらに、SAT (スポーツ) は、①水泳SAT、②スキーSAT、③地域SAT (ストレッチ等の補助) に分かれている。</p> <p>SAT (スポーツ) の概要及び市教委や学校から聴かれた配置効果に係る意見は、下表のとおりであり、採用条件において、教員免許状の取得は求めているが、指導内容に適した専門的知識及び指導能力を有すると学校長が判断した者としている。</p> <p>表 SAT (スポーツ) の概要及び配置効果 (平成 29 年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>職務</th> <th>配置人数</th> <th>採用者の経歴の例</th> <th>配置効果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水泳SAT</td> <td>プールにおける水泳指導の補助</td> <td>5 小学校に延べ7人配置</td> <td>(公財) 日本水泳連盟公認・水泳指導員の有資格者</td> <td>① 習熟度別のきめ細かな指導ができる。 ② 担任教員以外に、多くの目で児童生徒を監視でき、安全対策となる。</td> </tr> <tr> <td>スキーSAT</td> <td>スキー場におけるスキー学習の補助</td> <td>全小学校 (13校)、3 中学校に延べ 77 人配置</td> <td>(公財) 全日本スキー連盟公認・スキー指導員の有資格者</td> <td>① 習熟度別にきめ細かな指導ができる。 ② マットを敷いている間に準備体操ができるなど授業時間を有効に使うことができる。</td> </tr> <tr> <td>地域SAT</td> <td>マット等の器具の準備、ストレッチ等の準備体操等の補助</td> <td>1 小学校に 1 人配置</td> <td>スポーツ指導経験者 (教員免許状取得者)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当省の調査結果による。</p> <p>なお、市教委は、水泳SAT及びスキーSATの人材確保は市教委が行っているが、平日の日中に活動が限定されること、報酬額が少ないことなどから、日中働いている者を採用できず、人材確保に苦慮していることを課題として挙げている。</p>	職種	職務	配置人数	採用者の経歴の例	配置効果	水泳SAT	プールにおける水泳指導の補助	5 小学校に延べ7人配置	(公財) 日本水泳連盟公認・水泳指導員の有資格者	① 習熟度別のきめ細かな指導ができる。 ② 担任教員以外に、多くの目で児童生徒を監視でき、安全対策となる。	スキーSAT	スキー場におけるスキー学習の補助	全小学校 (13校)、3 中学校に延べ 77 人配置	(公財) 全日本スキー連盟公認・スキー指導員の有資格者	① 習熟度別にきめ細かな指導ができる。 ② マットを敷いている間に準備体操ができるなど授業時間を有効に使うことができる。	地域SAT	マット等の器具の準備、ストレッチ等の準備体操等の補助	1 小学校に 1 人配置	スポーツ指導経験者 (教員免許状取得者)	
職種	職務	配置人数	採用者の経歴の例	配置効果																	
水泳SAT	プールにおける水泳指導の補助	5 小学校に延べ7人配置	(公財) 日本水泳連盟公認・水泳指導員の有資格者	① 習熟度別のきめ細かな指導ができる。 ② 担任教員以外に、多くの目で児童生徒を監視でき、安全対策となる。																	
スキーSAT	スキー場におけるスキー学習の補助	全小学校 (13校)、3 中学校に延べ 77 人配置	(公財) 全日本スキー連盟公認・スキー指導員の有資格者	① 習熟度別にきめ細かな指導ができる。 ② マットを敷いている間に準備体操ができるなど授業時間を有効に使うことができる。																	
地域SAT	マット等の器具の準備、ストレッチ等の準備体操等の補助	1 小学校に 1 人配置	スポーツ指導経験者 (教員免許状取得者)																		
体力向上補助指導員	<p>市教委は、①平成 26 年度に実施した新体力テストにおいて、同市と全国の小学 5 年生の結果を比較したところ、全種目で同市の結果が若干ながら全国平均を下回っていたこと、②17 年度と 26 年度で子供たちの体育に関する意識の変化をみたところ、小学 5 年生の体育授業に対する感じ方について、「大好き」、「好き」という回答が減少した一方、「余り好きではない」という回答が増えたことを踏まえ、体育授業の質の向上を図り、児童の体力向上に努めることを目的に、27 年度から、体力向上補助指導員を希望する小学校に配置している。平成 30 年度は、同指導員を 10 人採用し、各小学校に配置している。</p> <p>なお、中学校には、保健体育の教員免許状を有する教員がいるため、体力</p>																				

	<p>向上補助指導員は配置していない。</p> <p>体力向上補助指導員の職務は、小学校における体育授業の補助であり、同指導員には保健体育の教員免許状取得者を採用しているため、体育実技を教えることができる。</p> <p>体力向上補助指導員が配置されている小学校からは、同指導員の配置による効果について、「低学年児童に対して、けがをしないよう細心の注意を払い、体育実技を教えることができおり、また、配慮を必要とする児童については同指導員が個別に指導を行うことにより、教員の負担軽減につながっている」との意見が聴かれた。</p>
--	---

(注) 当省の調査結果による。

(小学校低学年ほどAL Tを重点的に配置している事例)

また、これらの教委及び学校の中には、小学校低学年ほどAL Tを重点的に配置している事例がみられた(図表3-(3)-③)。

図表3-(3)-③ 小学校低学年ほどAL Tを重点的に配置している事例

		内容			
		<p>市教委は、児童生徒の英語によるコミュニケーション能力及び国際感覚を高めることを目的に、昭和62年度から市独自に外国人英語教育指導員(NEA)を委嘱により小・中学校に配置していたが、平成19年度からは同指導員に代えてAL Tを小・中学校に配置している。平成30年度は、民間業者への業務委託によりAL Tを41小学校及び23中学校に各1人配置している。</p> <p>市教委は、新学習指導要領に基づく小学校外国語教育への対応として、系統的で充実した外国語教育を実施するため、平成30年度から、市独自の外国語活動として小学校第1・2学年を【入門前期】、文部科学省の基準に沿った外国語活動として、小学校第3・4学年を【入門後期】、小学校第5・6学年を【基礎期】、中学校第1学年から3学年を【充実期】と位置付けるとともに、AL T及び日本人英語指導助手(市教委が、市単独事業により配置する、小学校において、5、6年生を対象に、外国語活動の時間に教員と協働して指導を行う日本人の専門スタッフ。以下「JTE」という。)を、次の考え方により配置している。</p> <p>① 【入門前期】及び【入門後期】の授業は、【入門前期】を外国語活動に「出会い触れ合う」もの、【入門後期】を外国語活動に「慣れ親しむ」ものと位置付け、異文化交流・体験を主たる目的として、外国人のネイティブ・スピーカーであるAL Tを適切に配置する。</p> <p>② 【基礎期】の授業は、外国語活動を「広げる」ものと位置付け、教科化に対応し、使える外国語を目指していくため、高い英語能力を持つJTEを核として配置。外国人のネイティブ・スピーカー等との交流活動のためのAL Tの配置は、必要最小限の授業時数で行う。</p> <p>③ 【充実期】の授業は、外国語活動を「高める」ものと位置付け、外国人のネイティブ・スピーカー等との交流活動のためのAL Tの配置は、必要最小限の授業時数で行う。また、中学校には、英語専科教員がいるため、JTEの配置は必要なし</p> <p>平成30年度の小・中学校における外国語教育の授業時数及び指導体制をみると、表1のとおり、上記の考え方に基づき、小学校低学年ほど、授業時数に対して、AL Tが重点的に配置されている。</p>			
		<p>表1 小・中学校における外国語教育の授業時数及び指導体制(平成30年度)</p> <p style="text-align: right;">(単位: 単位時間、人)</p>			
区分	小学校			中学校	
	第1・2学年 【入門前期】	第3・4学年 【入門後期】	第5・6学年 【基礎期】	第1~3学年 【充実期】	
授業時数	5	15	50	140	
指導体制	担任のみ	2	6	122 (英語専科)	
	AL T配置	3	9	18	
	JTE配置	0	0	0	
		<p>(注) 当省の調査結果による。</p> <p>AL Tが配置されている小・中学校からは、AL Tの配置効果及び配置に係る工夫について、表2のような意見が聴かれた。</p>			

表2 小・中学校におけるALTの配置効果及び配置に係る工夫

学校種	配置効果	配置に係る工夫
A小学校、 A中学校	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の学習意欲が向上している。 児童生徒が話す英語が、ネイティブの教員にも伝わった際に、児童生徒は、うれしい気持ちになる。 	ALTが民間業者への業務委託により配置されているため、ALTに対して授業内容に関して事前に連絡することができないことから、ALTの出勤時間帯に可能な限り打合せを行っている。
B小学校	<ul style="list-style-type: none"> ALTが外国語の授業に加わることは、小学校低学年の場合、英語力の向上とともに、異文化と関わることができるチャンスである。 教員自身もALTと接し、異文化交流・体験を行うことによって、人間として成長できる。 	委託業者がレッスンプランを提供しており、それに基づいて、教員とALTが話し合いながら、授業の計画を立てて授業を行っている。
B中学校	ALTが授業に加わる際には、生徒たちが英語学習に意欲的に取り組むようになる。具体的には、生徒たちが授業で積極的に発言している。	平成29年度に配置されたALTには、運動会などの行事にも参加してもらい、授業外でも生徒たちと関わっていた。

(注) 当省の調査結果による。

なお、上記の小・中学校は、ALTの配置に係る課題として、①ALTには、ある程度の日本語によるコミュニケーション能力や指導レベルを有することの必要性、②複数年にわたり、同一のALTが継続指導した方が指導の統一性の点で望ましいことを挙げている。

(注) 当省の調査結果による。

(小学校において英語教育を支援する専門スタッフについて養成講座の開催により人材育成・人材確保を行っている事例)

さらに、上記の教委において、小学校における英語教育を支援する専門スタッフについて養成講座の開催により人材育成・人材確保を行っている事例がみられた(図表3-(3)-④)。

図表 3-(3)-④ 小学校における英語教育を支援する専門スタッフについて養成講座の開催により人材育成・人材確保を行っている事例

内容	
<p>市教委は、JTEについて、同市主催の地域大学の講座修了者から任用する取組を実施している。</p> <p>市教委は、JTEに係る事業実施要綱において、JTEの対象者を、同市主催の地域大学における講座を受講し、地域大学長が修了を認定した者又は小学校長が特に認めた者とし、当該対象者の中から、市教委と市からJTE事業の事務の一部について委託を受けたNPO法人がその小学校に適していると認めた者又は小学校長が特に認めた者をJTEとして小学校に配置することとしている。</p> <p>JTE養成講座の概要は、下表のとおりであり、市内の各小学校でJTEとして教員と協働し、子供が楽しく英語に親しみ、コミュニケーション能力が育つような指導を実施するために必要な知識や技能を習得するものとなっている。</p>	
区分	内容
主な講義	<ol style="list-style-type: none"> JTEの活動について 小学校の高学年の外国語科の進め方、低・中学年の外国語活動 ウォームアップタイムの進め方、クラスルームイングリッシュ 授業案の組立て方、主活動の進め方、ミニ模擬授業にチャレンジ(体験) 小学5年生の指導法 アルファベットの指導法と「書く」の活動、絵本の指導法 小学6年生の指導法 課題別グループ発表(体験)

表 JTE養成講座の概要(平成30年度)

講師	市教委教育センター指導主事、特定非営利活動法人小学校英語指導者認定協議会（J-SHINE）認定小学校英語指導者育成トレーナー等
対象者・定員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内在住、市内在勤・在学の 30 人 ・ 平成 31 年 3 月 31 日時点で、64 歳以下の者 ・ 小学校英語教育を理解し、担任教員と協働して、児童に分かりやすく英語を教えることができる者 ・ タブレットや PC 等デジタルコンテンツを利用できる者 <p>※ 実用英語技能検定 2 級、TOEIC600 点程度の語学力があると、登録後活動を行いやすい。</p>
受講料	4,000 円

(注) 当省の調査結果による。

当該講座を修了した者は、市に登録（2 年更新）し、各小学校の外国語活動の実施日程等を考慮し、スケジュールの調整がついた場合、市から委託を受けた NPO 法人が当該登録者の JTE としての勤務について学校と調整を行うことになる。

市教委からは、「平成 30 年度は、配置を要望する小学校に JTE を 82 人配置しているが、上記の取組を行っているため、JTE の確保に困ることはない」との意見が聴かれた。

(注) 当省の調査結果による。

(生徒指導業務を支援する専門スタッフの活用事例)

17 県教委、32 市教委、145 校（公立小学校 64 校、公立中学校 64 校及び公立高等学校 17 校）及び 8 私立中学校の中には、次のとおり、教育活動の充実とともに教員の負担軽減を図るため、生徒指導業務を支援する専門スタッフを活用している事例がみられた（図表 3-(3)-⑤）。

- ① 高等学校生徒指導アドバイザー
- ② 小学校第一学年支援員
- ③ 教室アシスタント
- ④ スクールサポートチーム（SST）

図表 3-(3)-⑤ 生徒指導業務を支援する専門スタッフの活用事例

職種等	内容
高等学校生徒指導アドバイザー	<p>県教委は、当該県教委に設置された有識者会議による平成 28 年度の報告書において、行動変容のみを目指す生徒指導から内面の成長を促す生徒指導とすることなど、生徒指導の在り方に関する提言を受けたことを契機に、県立高等学校の教職員の指導力や学校の組織力向上を図るため、29 年度から、高等学校生徒指導アドバイザーを県立高等学校に配置している。</p> <p>高等学校生徒指導アドバイザーの主な職務は、次のとおり、教職員に対して生徒指導や教育相談（保護者対応）に関するアドバイスを行うこととされている。</p> <p>(高等学校生徒指導アドバイザーの主な職務)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 教職員を対象に生徒指導や教育相談に関する助言を行う。 ② 必要に応じ、職員会議等に参加し、教職員と情報共有し、教職員の生徒の問題行動等への対応に係る助言を行う。 ③ 必要に応じ、教職員とともに、保護者等との教育相談に同席し、教職員の生徒指導、教育相談の支援を行う。 ④ 配置校における業務のほか、配置校の地区内の県立高等学校（以下、本事例において「派遣校」という。）からの要請がある場合は、派遣校に向いて、教職員の生徒指導や教育相談に係る助言を行う。 ⑤ 配置校又は派遣校で重大事態が発生した際には、県教委と連携しながら、当該校の事案対応に協力する。 ⑥ 県教委主催の教職員を対象とした研修会に協力する。 <p>県教委は、表 1 のとおり、県内を 4 地区に分けた上で、各地区に配置校 1</p>

校を設定し、各配置校に高等学校生徒指導アドバイザーを1人ずつ配置している。また、同アドバイザーには、学校等において、生徒指導等、教育活動の経験を有する者やこれに準ずると県教委が認める者を採用しており、採用は配置校が行い、任命は県教委が行っている。

表1 高等学校生徒指導アドバイザーの配置状況（平成30年度）

（単位：校）

区分	第1地区	第2地区	第3地区	第4地区
配置校	A校	B校	C校	D校
派遣校数	20	26	21	19
アドバイザーの経歴	元高等学校長	元高等学校長	元中学校長	元高等学校長

（注） 当省の調査結果による。

また、平成30年4月から9月までにおける高等学校生徒指導アドバイザーの活動実績は、表2のとおり、629件となっている。

表2 高等学校生徒指導アドバイザーの活動実績（平成30年4月～9月）

（単位：件）

区分	教職員への助言	保護者対応	教職員対象の研修の実施	その他（注2）	合計
配置校での業務	74	0	7	535	616
派遣校での業務（注3）	—	—	—	5	5
会議及び研修への参加（注3）	—	—	—	8	8
合計	74	0	7	548	629

（注）1 当省の調査結果による。

2 「その他」に分類した主な業務内容は、資料調査、生徒情報に関する連絡会議への出席、校内研修会資料の作成、校内いじめ防止対応・委員会への出席である。

3 「派遣校での業務」及び「会議及び研修への参加」は、全て「その他」に分類した。

県教委は、高等学校生徒指導アドバイザーの配置による効果について、配置校から次のような意見が聴かれたとしている。

- ① 生徒指導上の問題について、高等学校生徒指導アドバイザーが教職員と情報共有するとともに、教職員に対する的確な助言を得ている。
- ② 同アドバイザーが不登校生徒の保護者との面談に同席し、保護者に対する助言を行っている。
- ③ 同アドバイザーが独自に作成した生徒指導の教材を、地区内の配置校及び派遣校で活用している。

なお、県教委からは、高等学校生徒指導アドバイザーについて、現状では配置校における活動が中心となっているため、派遣校での活動を増やすことを課題として挙げているが、4人という配置人数では活動に限界があり、増員するための予算の確保も困難であるとしている。

小学校第一学年支援員

市教委は、小学校入学当初に、新1年生児童が学校生活になじめなかったり、担任教員の指導に従えず集団行動がとれなかったり（いわゆる小1プロブレム）する児童に対して、学級担任を支援するとともに、児童が円滑に学校生活になじめるようにするため、平成17年度から小学校第一学年支援員を小学校に配置している。小学校第一学年支援員の配置人数は原則1校1人（ただし、第1学年の学級数が5学級以上見込まれる学校は、同支援員の2人配置が可能）であり、平成30年度は、同支援員を18人配置している。

小学校第一学年支援員の職務は、①配置校の校長の指示の下に、学校における第1学年児童の学校生活の支援、②その他、第1学年の教育活動において適当と認められるものとし、配置期間は第1学期とされている。また、小学校第一学年支援員には、①教員免許状取得者、②保育士免許の有資格者を採用している。

小学校第一学年支援員が配置されている小学校からは、同支援員の配置に

	<p>よる効果について、次のような意見が聴かれた。</p> <p>(A小学校) 小学校第一学年支援員が個別対応を要する児童を支援することで、次のとおり、教員は円滑な授業運営ができる。 [例1] 教員が体育の授業準備等を先に始めることができるよう、小学校第一学年支援員が着替えの遅い児童を個別に支援する。 [例2] 小学校第一学年支援員が、習熟の遅い児童に対して個別に指導することで、教員が授業を円滑に実施できる。</p> <p>(B小学校) 小学校第一学年支援員の配置以前は、授業を中断することもあったが、同支援員の配置後は、教員が授業を円滑に進めることができるようになった。</p> <p>なお、市教委は、小学校第一学年支援員の配置に係る課題として、第2学期以降も同支援員による支援が必要になる児童がいることを挙げている。また、上記の2小学校も、第1学期が終わり、夏休みを挟むと、小学校第一学年支援員の指導効果がリセットされる場合があり、第2学期以降も同支援員が継続して勤務する必要があることを挙げている。</p>								
<p>教室アシスタント</p>	<p>市教委は、小1プロブレムや中1ギャップ（児童が、小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へ移行する段階で、不登校等が増加するもの）、児童生徒の学校不適応等への対応や教育活動の支援、きめ細かな生活支援を充実するため、教室アシスタントを小・中学校に配置している。平成30年度は、教室アシスタントを全小・中学校20校に76人（14小学校に64人、6中学校に12人）配置している。</p> <p>教室アシスタントの職務は、①小・中学校の入門期の円滑な学校適応支援、特別支援を要する児童生徒への対応、機能しにくい学級への支援等、②そのほか校長又は市教委が必要に応じて命ずる業務とし、元教員や元保育士、学童保育の支援員などが採用されている。</p> <p>市教委及び教室アシスタントが配置されている小・中学校からは、同アシスタントの配置による効果について、次のような意見が聴かれた。</p> <p>① 児童生徒にとっては、担当期間が長い教室アシスタントが多いため、担任教員だけでなく同アシスタントにも困っていることを話しやすく、児童生徒の安心感につながっている。</p> <p>② 教員にとっては、個別の児童生徒に対応する時間を全体に還元できるなど、教員の負担軽減につながっている。</p> <p>具体的には、教室アシスタントは、タブレットを使用する授業や体育の授業の後片付け、絵の掲示などをサポートし、担任教員が一人一人の児童生徒に関わる時間を確保できている。また、教員以外に大人がもう1人教室にいて児童生徒の安心安全な学校生活につながっている。</p>								
<p>スクールサポートチーム（SST）</p>	<p>県教委は、県内の公立小・中学校において、暴力行為等の問題行動が頻発していたことを契機として、平成22年度から、県単独事業により「スクールサポートチーム派遣事業」を実施している。当該事業により、学校だけでは対応が難しい暴力行為等の問題行動が発生している県内の公立小・中学校に対してスクールサポートチーム（以下「SST」という。）の派遣を行い、市町（学校組合）教委と連携・協力を図りながら、校内における問題行動の抑止等の支援を行っている。</p> <p>SSTの概要は、表1のとおりであり、SSTは、①強化支援チーム、②重点支援チームから編成され、チームのメンバーには、県警本部から推薦された元警察官、元少年補導職員、児童福祉施設の元職員、元教員等を採用している。</p> <p>表1 SSTの概要（平成30年度）</p> <p style="text-align: right;">（単位：人）</p> <table border="1" data-bbox="432 1877 1385 2069"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>メンバーの経歴</th> <th>人数</th> <th>職務（支援内容）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強化支援チーム （原則2人1組×4）</td> <td>元警察官、元少年補導職員</td> <td>8</td> <td>（生徒指導体制の強化を支援） ① 巡回指導を通じた校内での問題行動の抑止 ② 対象児童生徒への個別指導、立ち直り支援 ③ 学校が抱える生徒指導上の課題を助言</td> </tr> </tbody> </table>	区分	メンバーの経歴	人数	職務（支援内容）	強化支援チーム （原則2人1組×4）	元警察官、元少年補導職員	8	（生徒指導体制の強化を支援） ① 巡回指導を通じた校内での問題行動の抑止 ② 対象児童生徒への個別指導、立ち直り支援 ③ 学校が抱える生徒指導上の課題を助言
区分	メンバーの経歴	人数	職務（支援内容）						
強化支援チーム （原則2人1組×4）	元警察官、元少年補導職員	8	（生徒指導体制の強化を支援） ① 巡回指導を通じた校内での問題行動の抑止 ② 対象児童生徒への個別指導、立ち直り支援 ③ 学校が抱える生徒指導上の課題を助言						

チーム)			④ 関係機関との連携促進に向けた調整 ⑤ 生徒指導委員会やケース会議への参加
重点支援 チーム (原則 2 人 1 組×4 チーム)	元 児 童 福 祉 施設職員、元 教員等	8	(個別の問題解決等に向けた重点的な支援) ① 学校と連携した個別の問題解決への支援 ・ 学校生活での個別支援 ・ 関係機関とのネットワークの構築、連携調整等 ② 児童生徒の立ち直りに向けた対応 ・ 日常的な場面での観察及び情報提供 ・ 支援方法の提案等
(注) 当省の調査結果による。			
<p>SSTの派遣対象校は、派遣要請を行った県内の公立小・中学校のうち、県教委において特に派遣する必要性が高いと判断した学校を選定しており、平成 29 年度の派遣実績は、15 校 (3 小学校及び 12 中学校) となっている。</p> <p>県教委及びSST (強化支援チーム) が派遣された 2 中学校からは、SST の配置・派遣による効果について、表 2 のような意見が聴かれた。</p>			
表 2 SST の配置・派遣による効果			
区分	意見の内容		
県教委	県内の公立小・中学校における暴力行為の発生件数は、平成 21 年度は 1,088 件であったが、SST の派遣事業を平成 22 年度から開始した結果、28 年度は 362 件と減少傾向にあり、当該事業による学校における暴力行為等の問題行動の未然防止の効果は大きいと考えている。		
A 中学校	在籍生徒の中には、教師に暴力を振るう者がおり、学校として対応に苦慮していたことから、SST (元警察官) に相談したところ、元警察官の立場から、どのような対応を取ることが適切であるかについて助言を受けることができ、担当教員の心理的な負担が軽減したと考えている。		
B 中学校	平成 29 年度に、生徒間暴力や器物損壊などの問題行動を頻発させている 2 年生の男子生徒がいた。このため、SST が生徒本人と個別に対話を行い、聴取した内容を教員と共有し、連携した支援を行ったところ、当該生徒による問題行動の発生件数は大きく減少した。		
(注) 当省の調査結果による。			
<p>なお、県教委は、SST の配置に係る課題として、派遣校にはSST による継続的な支援が必要となるが、派遣要請を行った全ての学校に対して、SST を派遣できず、SST を派遣できる学校数が限定されていることを挙げている。</p>			

(注) 当省の調査結果による。

(特別支援教育コーディネーターを担う教員の業務を支援する専門スタッフの活用事例)

17 県教委、32 市教委、145 校 (公立小学校 64 校、公立中学校 64 校及び公立高等学校 17 校) 及び 8 私立中学校の中には、教育活動の充実とともに当該教員の負担軽減を図るため、特別支援教育コーディネーターを担う教員の業務を支援する専門スタッフを活用している事例がみられた (図表 3-(3)-⑥)。

図表 3-(3)-⑥ 特別支援教育コーディネーターを担う教員の業務を支援する専門スタッフの活用事例

職種	内容
特別支援教育コーディネーターアシスタント	市教委は、平成 25 年度から、各小・中学校に特別支援教育コーディネーターを担う教員を 1 人ずつ配置し、特別支援教育について、当該教員が保護者や関係機関に対する学校の窓口を担い、医療等の関係機関との連絡調整を行うこととなった。しかし、当該教員は、上記の特別支援教育に係る連絡調整とともに、SSW との連絡調整も行っている場合があり、業務の負担が大き

	<p>いことに加え、特別支援教育に関する業務経験が浅い者も存在した。</p> <p>このため、市教委は、同年度から、特別支援教育コーディネーターアシスタント（以下「特別支援教育CA」という。）を大規模の小学校に配置することとし、平成30年度は、3人配置している。</p> <p>特別支援教育CAの職務は、特別支援教育コーディネーターを担う教員を補佐し、特別な支援を必要とする児童生徒等への支援、就学支援及び特別教育に係る啓発を行うこととされており、配置校において特別支援教育コーディネーターを担う教員に対する個別支援や研修などを行っている。特別支援教育CAには、元養護教諭や元特別支援学校教員を採用している。</p> <p>特別支援教育CAが配置された小学校（平成30年5月1日時点の特別支援学級数は3学級、特別支援学級の児童数は13人、特別支援教育支援員は4人配置）からは、特別支援教育CAの配置による効果について、「本校に配置されている特別支援教育CAは、特別支援学校の元教員であるため、児童生徒への発達検査を実施できる。また、本校の特別支援教育コーディネーターを担う教員は、普通学級と特別支援学級を担当しているため、多忙の際は、特別支援教育CAがSCやSSWとの連絡・調整役を代理することができ、とても助かっている」との意見が聴かれた。</p>
--	---

(注) 当省の調査結果による。

(外国人児童生徒等に対する日本語指導を支援する専門スタッフを活用し、日本語指導等が必要な児童生徒の支援に取り組んでいる事例)

17 県教委、32 市教委、145 校（公立小学校 64 校、公立中学校 64 校及び公立高等学校 17 校）及び 8 私立中学校の中には、外国人児童生徒等に対する日本語指導を支援する専門スタッフを活用し、日本語指導等が必要な児童生徒の支援に取り組んでいる事例がみられた（図表 3-(3)-(7)）。

図表 3-(3)-(7) 外国人児童生徒等に対する日本語指導を支援する専門スタッフを活用し、日本語指導等が必要な児童生徒の支援に取り組んでいる事例

職種	内容						
帰国・外国人指導協力者	<p>市教委は、日本語指導等を必要とする帰国・外国人児童生徒の増加に伴い、市立小・中学校、中等教育学校及び高等学校に在籍する、当該生徒に対する指導の充実を図るため、平成18年度から市単独事業により「帰国・外国人児童生徒教育支援事業」を実施し、帰国・外国人指導協力者（以下「指導協力者」という。）を学校に配置している。平成30年度は、小学校に14人、中学校に3人配置している。</p> <p>指導協力者の職務及び資格要件は、表1のとおり、事業実施要項に定めており、指導協力者には、日本語指導ボランティア団体に所属する者などが採用されている。</p> <p>指導協力者は、基本的に、児童生徒1人につき、月に4、5回程度、1日1時間程度の指導を実施している。市教委は、指導協力者の配置に係る工夫として、指導協力者を学校に配置する前に、市教委、学校及び指導協力者の3者で必ず支援の進め方について協議していることを挙げている（事業実施要項にもその旨規定）。</p> <p>表1 指導協力者の職務及び資格要件</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職務</td> <td> <p>① 日本語指導 指導協力者は、教委の依頼を受け、支援対象児童生徒に対して日本語指導を行う。</p> <p>② 連絡調整 連絡調整の担当者は、指導協力者の派遣に係る教委及び学校と指導協力者との連絡調整を行う。</p> </td> </tr> <tr> <td>資格要件</td> <td> <p>次の①から④の条件のいずれかに該当する者を、本事業の指導協力者として登録する。</p> <p>① 日本語教育能力検定試験合格者又は日本語教師養成講座を修了した</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	職務	<p>① 日本語指導 指導協力者は、教委の依頼を受け、支援対象児童生徒に対して日本語指導を行う。</p> <p>② 連絡調整 連絡調整の担当者は、指導協力者の派遣に係る教委及び学校と指導協力者との連絡調整を行う。</p>	資格要件	<p>次の①から④の条件のいずれかに該当する者を、本事業の指導協力者として登録する。</p> <p>① 日本語教育能力検定試験合格者又は日本語教師養成講座を修了した</p>
区分	内容						
職務	<p>① 日本語指導 指導協力者は、教委の依頼を受け、支援対象児童生徒に対して日本語指導を行う。</p> <p>② 連絡調整 連絡調整の担当者は、指導協力者の派遣に係る教委及び学校と指導協力者との連絡調整を行う。</p>						
資格要件	<p>次の①から④の条件のいずれかに該当する者を、本事業の指導協力者として登録する。</p> <p>① 日本語教育能力検定試験合格者又は日本語教師養成講座を修了した</p>						

	<p>者</p> <p>② 日本語指導等に関わるボランティア団体に所属し、日本語指導の経験のある者</p> <p>③ 支援対象児童生徒の在籍する学校長の推薦を得た者</p> <p>④ ボランティアへの関心が高く、教委が適当と認めた者</p>						
	<p>(注) 当省の調査結果による。</p> <p>市教委及び指導協力者が配置されている小学校からは、指導協力者の配置による効果について、表2のような意見が聴かれた。</p> <p>表2 指導協力者の配置による効果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="432 506 536 539">区分</th> <th data-bbox="536 506 1382 539">意見の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="432 539 536 920">市教委</td> <td data-bbox="536 539 1382 920"> <p>① 若手教員を中心に、帰国・外国人児童生徒を初めて受け持つ教員が、指導協力者と協力することで、当該児童生徒にどのように接すればよいかを学ぶ機会となっている。また、時間に余裕が生まれ、児童生徒と接する時間が増えている。</p> <p>② 指導協力者による支援は、言葉が分からない、思いが伝わらないといった帰国・外国人児童生徒の不安の軽減になっており、当該児童生徒の保護者から感謝されたり、指導協力者による支援を受けていた児童生徒が高等学校に進学できたとの話を聞いたりするときに配置の効果を実感する。</p> <p>③ 指導協力者は指導に当たって、帰国・外国人児童生徒とのコミュニケーションも交えながら日本語を教えているため、指導協力者に親しみを感じている児童生徒が多く、児童生徒が抱える悩みについて相談に乗っていた例もあるなど、児童生徒にとってメンタルケア的役割も果たしている。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 920 536 1536">小学校</td> <td data-bbox="536 920 1382 1536"> <p>本校には、日本語指導が必要な児童（母国語は広東語）が転入したことに伴い、平成30年度から、指導協力者が配置されている。日本語指導は、通常の授業時間において、指導協力者が当該児童に対し、別室での個別指導を行っている。</p> <p>本校における指導協力者の配置による効果は、次のとおりである。</p> <p>① 日本語指導が必要な児童は転入当初は全く日本語が話せなかったが、指導協力者による指導により、順調に日本語を習得しており、クラスメイトと、身振り手振りを交えながらの会話や、一緒にスポーツを楽しむことができるようになった。指導協力者の活用によって、日本語の習得が格段に早くなっていると思われる。</p> <p>また、当該児童が日本語を理解することによって、授業の進行もスムーズになり、教員の負担軽減につながっている。</p> <p>② 当該児童は英語を話すことができるため、指導協力者は日本語指導だけではなく、英語を中心としたコミュニケーションも図っている。サッカーなど児童の好きなものについて親身になって聞くなど、楽しみながら日本語を学んでいけるよう工夫している。</p> <p>また、指導協力者は、当該児童の母国の文化を理解した上で指導をしており、児童も指導協力者に対して非常に親しみを持っているため、児童にとって日本語指導の時間は、安心のできる時間になっているようである。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当省の調査結果による。</p>	区分	意見の内容	市教委	<p>① 若手教員を中心に、帰国・外国人児童生徒を初めて受け持つ教員が、指導協力者と協力することで、当該児童生徒にどのように接すればよいかを学ぶ機会となっている。また、時間に余裕が生まれ、児童生徒と接する時間が増えている。</p> <p>② 指導協力者による支援は、言葉が分からない、思いが伝わらないといった帰国・外国人児童生徒の不安の軽減になっており、当該児童生徒の保護者から感謝されたり、指導協力者による支援を受けていた児童生徒が高等学校に進学できたとの話を聞いたりするときに配置の効果を実感する。</p> <p>③ 指導協力者は指導に当たって、帰国・外国人児童生徒とのコミュニケーションも交えながら日本語を教えているため、指導協力者に親しみを感じている児童生徒が多く、児童生徒が抱える悩みについて相談に乗っていた例もあるなど、児童生徒にとってメンタルケア的役割も果たしている。</p>	小学校	<p>本校には、日本語指導が必要な児童（母国語は広東語）が転入したことに伴い、平成30年度から、指導協力者が配置されている。日本語指導は、通常の授業時間において、指導協力者が当該児童に対し、別室での個別指導を行っている。</p> <p>本校における指導協力者の配置による効果は、次のとおりである。</p> <p>① 日本語指導が必要な児童は転入当初は全く日本語が話せなかったが、指導協力者による指導により、順調に日本語を習得しており、クラスメイトと、身振り手振りを交えながらの会話や、一緒にスポーツを楽しむことができるようになった。指導協力者の活用によって、日本語の習得が格段に早くなっていると思われる。</p> <p>また、当該児童が日本語を理解することによって、授業の進行もスムーズになり、教員の負担軽減につながっている。</p> <p>② 当該児童は英語を話すことができるため、指導協力者は日本語指導だけではなく、英語を中心としたコミュニケーションも図っている。サッカーなど児童の好きなものについて親身になって聞くなど、楽しみながら日本語を学んでいけるよう工夫している。</p> <p>また、指導協力者は、当該児童の母国の文化を理解した上で指導をしており、児童も指導協力者に対して非常に親しみを持っているため、児童にとって日本語指導の時間は、安心のできる時間になっているようである。</p>
区分	意見の内容						
市教委	<p>① 若手教員を中心に、帰国・外国人児童生徒を初めて受け持つ教員が、指導協力者と協力することで、当該児童生徒にどのように接すればよいかを学ぶ機会となっている。また、時間に余裕が生まれ、児童生徒と接する時間が増えている。</p> <p>② 指導協力者による支援は、言葉が分からない、思いが伝わらないといった帰国・外国人児童生徒の不安の軽減になっており、当該児童生徒の保護者から感謝されたり、指導協力者による支援を受けていた児童生徒が高等学校に進学できたとの話を聞いたりするときに配置の効果を実感する。</p> <p>③ 指導協力者は指導に当たって、帰国・外国人児童生徒とのコミュニケーションも交えながら日本語を教えているため、指導協力者に親しみを感じている児童生徒が多く、児童生徒が抱える悩みについて相談に乗っていた例もあるなど、児童生徒にとってメンタルケア的役割も果たしている。</p>						
小学校	<p>本校には、日本語指導が必要な児童（母国語は広東語）が転入したことに伴い、平成30年度から、指導協力者が配置されている。日本語指導は、通常の授業時間において、指導協力者が当該児童に対し、別室での個別指導を行っている。</p> <p>本校における指導協力者の配置による効果は、次のとおりである。</p> <p>① 日本語指導が必要な児童は転入当初は全く日本語が話せなかったが、指導協力者による指導により、順調に日本語を習得しており、クラスメイトと、身振り手振りを交えながらの会話や、一緒にスポーツを楽しむことができるようになった。指導協力者の活用によって、日本語の習得が格段に早くなっていると思われる。</p> <p>また、当該児童が日本語を理解することによって、授業の進行もスムーズになり、教員の負担軽減につながっている。</p> <p>② 当該児童は英語を話すことができるため、指導協力者は日本語指導だけではなく、英語を中心としたコミュニケーションも図っている。サッカーなど児童の好きなものについて親身になって聞くなど、楽しみながら日本語を学んでいけるよう工夫している。</p> <p>また、指導協力者は、当該児童の母国の文化を理解した上で指導をしており、児童も指導協力者に対して非常に親しみを持っているため、児童にとって日本語指導の時間は、安心のできる時間になっているようである。</p>						
日本語指導員	<p>市教委は、諸外国から編入・入学してきた児童生徒のうち、学校生活を送る上で日本語指導を必要とする者に適切な学校教育の機会を確保するため、平成7年度から市単独事業により、日本語を話すことができない児童生徒が在籍する小・中学校に日本語指導員を配置している。平成30年度は、日本語指導員を小・中学校に9人（小学校に7人、中学校に2人）配置している。</p> <p>日本語指導員の職務は、諸外国から編入・入学してきた児童生徒のうち、学校生活を送る上で日本語指導を必要とする者に対する国語の時間等における日本語の個別指導等とされている。また、日本語指導員の資格要件は、①日本語教育能力検定試験に合格している者、②日本語教師養成講座（420時間以上）を修了している者、③大学で日本語教育を主専攻又は副専攻して修了した者としており、民間の日本語講師などを採用している。</p> <p>平成30年度に、小・中学校に在籍する日本語指導を必要とする児童生徒は35人であり、当該児童生徒の国籍及び使用する言語は、下表のとおりである。</p> <p>市教委は、日本語指導を必要とする児童生徒1人につき日本語指導員を1人配置し、原則、週2回、1回当たり2時間の指導を行うこととしているが、児童生徒の日本語の習熟度や予算上の制約などから、児童生徒2人を同時に</p>						

指導する場合や指導を週1回とする場合があるとしている。また、児童生徒1人に対する指導の期間は、最長2年間となっている。

表 小・中学校に在籍する日本語指導を必要とする児童生徒の国籍、使用する言語等（平成30年度）

（単位：人）

学校種	児童生徒の国籍	児童生徒が使用する言語	人数	
小学校	日本	ロシア語、中国語、タガログ語、イタリア語	9	
	中国	中国語	6	
	フィリピン	タガログ語	4	
	スリランカ	シンハラ語、英語	3	
	ニュージーランド	英語	2	
	米国	英語・ヘブライ語	1	
	スペイン	スペイン語	1	
	ブラジル	スペイン語	1	
	韓国	韓国語	1	
	モンゴル	モンゴル語	1	
	ベトナム	ベトナム語	1	
	ネパール	ネパール語	1	
	小計			31
	中学校	モンゴル	モンゴル語	2
タイ		タイ語	1	
ネパール		ネパール語	1	
小計			4	
合計			35	

（注）1 当省の調査結果による。

2 児童生徒が使用する言語は、児童生徒の国籍の国で使用される主要な言語と異なる場合がある。

市教委からは、日本語指導員の配置による効果について、「日本語指導員は、日本語を話すことができない児童生徒とコミュニケーションをとり、教員とのつなぎ役となっていることから、学校教育の充実、教員の負担軽減の両面で効果がある」との意見が聴かれた。

なお、市教委は、日本語指導員の配置に係る課題として、本事業の実施においては、各スタッフの力量に任せている部分が多いことを挙げており、今後の対策として、「市内で実施している年1回の研修（県教委が実施する日本語指導が必要な児童生徒の支援に関する研修に出席した同市の加配教員による報告や教材研究）の実施回数を増やしていきたい」としている。

（注） 当省の調査結果による。

イ その他の職員や管理職を支援する専門スタッフの活用状況

（学校の管理職の業務を支援する専門スタッフの活用事例）

17 県教委、32 市教委、145 校（公立小学校 64 校、公立中学校 64 校及び公立高等学校 17 校）及び 8 私立中学校の中には、教育活動の充実とともに学校の管理職の負担軽減を図るため、学校の管理職の業務を支援する専門スタッフを活用している事例がみられた（図表 3-(3)-⑧）。

図表 3-(3)-⑧ 学校の管理職の業務を支援する専門スタッフの活用事例

職種	内容
副校長校務支援員	市教委は、涉外、保護者対応、調査・報告、教職員の出勤管理など多岐にわたる小・中学校の副校長の校務を補佐するため、平成28年度から副校長校務支援員を非常勤職員（1校当たり週2日、1日6時間勤務）として配置しており、30年度は、11小学校、5中学校に副校長校務支援員を各1人配置している。

	<p>副校長校務支援員の職務は、各種調査に対する回答案の取りまとめや教職員の勤怠管理の支援など副校長校務の補佐であり、公立小・中学校の教員管理職経験者を採用している。市教委は、同支援員の人選に当たっては、教育長や小・中学校長の意見を聞きながら副校長校務の補佐業務が遂行できる適任者を探しているとしている。</p> <p>市教委からは、副校長校務支援員の配置による効果について、「同支援員が調査・報告、教職員の出勤管理などの各種業務を担うことにより、副校長は、教員の指導など副校長が本来担う業務に従事する時間が増えた」との意見が聴かれた。</p> <p>また、平成30年度に副校長校務支援員が配置された小学校（注2）からは、「同支援員が教職員の出勤簿や休暇簿の管理、学校行事関係の写真の整理などの業務を担うことにより、副校長の負担が大きく軽減した」との意見が聴かれた。</p> <p>なお、市教委は、副校長校務支援員の配置に係る課題として、同支援員は原則として新任の副校長を対象に1年間配置することとしているが、毎年度、新任の副校長が配置される一方で、同支援員から支援を受けてきた副校長の中には、同支援員による支援が1年では足りず、2年以上配置される例もあることから、人材確保を含めた同支援員の配置に苦慮していることを挙げて</p>
<p>学校経営補佐 （副校長補佐）</p>	<p>県教委は、校務が集中し多忙感のある副校長の業務負担を軽減するため、平成29年度から「学校マネジメント強化モデル事業」を実施し、学校の状況に応じて、学校経営補佐（校内に経営支援部（注3）が設置されていない学校に非常勤職員（月16日、1日7時間45分勤務）として配置）又は副校長補佐（校内に経営支援部が設置されている学校に非常勤職員（月16日、1日5時間以内勤務）として配置。以下、これらの専門スタッフを総じて「学校経営補佐等」という。）を配置している。当該事業では、市教委が、学校経営補佐等の人材の選考及び配置を行い、県教委が当該市教委に対して財政支援（人件費）を行っている。</p> <p>学校経営補佐の職務は、主に、学校運営事務、保護者等の対応や人材育成等の経験を要する業務を行うこととされ、学校運営や地域対応に関する経験や知識を持つ者を採用している。また、副校長補佐の職務は、調査・報告の事務、サービス・施設管理等の必ずしも教員の経験を必要としない業務を行うこととされており、行政事務経験がある者を採用している。</p> <p>県教委からは、「平成29年度に、学校経営補佐等を6小学校及び6中学校に配置したところ、モデル校数が少なく、配置校ごとに効果の発現にばらつきがみられたが、配置校の副校長の勤務時間について一定の短縮効果が認められた」との意見が聴かれた。県教委は、この平成29年度の効果検証が不十分であると考え、30年度は、モデル校の実施規模を120校に拡大し、引き続き効果検証を行うこととしている。</p> <p>平成29年度及び30年度に当該事業に選定され、29年度は1中学校に学校経営補佐を、30年度は1小学校及び2中学校に副校長補佐を配置している市教委からは、「29年度に学校経営補佐が配置されたA中学校（注4）において、学校経営補佐が電話の対応、出勤簿の管理、休暇の届けなどのマネジメント業務を担ったことにより、同校の副校長は、教室での授業視察、教員の指導など副校長が本来担う業務に従事する時間が増え、1週間の在校時間が約9時間削減された」との意見が聴かれた。</p> <p>また、平成30年度から副校長補佐が配置された同市のB中学校（注5）からも、「教職員の出勤簿の管理、学校日誌の記録、学校だよりや職員会議の資料の印刷、資料のファイリング及び廃棄、学校運営協議会の欠席委員への資料の配布など多くの業務を副校長補佐が担ったことにより、同校の副校長は、生徒への生活指導や教員の指導など副校長が本来担う業務に時間を割り当てることができた」との意見が聴かれた。</p> <p>なお、県教委は、学校経営補佐等の配置に係る課題として、次の点を挙げて</p> <p>① 学校経営補佐等は、誰でも担える業務ではないため、校内事情又は地域事情に精通している等の必要がある一方で、そういった人材の確保が困難であること</p> <p>② 学校経営補佐等の配置校は2年間のモデル校の指定を受けているが、当該校において副校長の人事異動があった場合には、前年度との比較検証が困難となる可能性があること</p>

	③ 学校経営補佐等は、新任の副校長が在籍する学校に配置すると、事業の効果が高くなると考えているが、当該副校長の転任先に同様の専門スタッフが配置されていない場合、副校長として本来担うべき業務の範囲について誤解する可能性があること
--	---

(注) 1 当省の調査結果による。

2 当該小学校の平成 30 年 5 月 1 日時点の学級数は 12 学級（単式学級）、児童数は 327 人、教職員数は 21 人（うち副校長は 1 人）

3 県教委は、副校長の指示の下、副校長に集中する業務を分担し、また、教務部や生活指導部など各部にまたがる事項について、横断的に調整するため、平成 24 年度から、副校長の直轄組織として各小・中学校に「経営支援部」の設置を開始し、順次拡大を図っている。

4 A 中学校の平成 30 年 5 月 1 日時点の学級数は 9 学級（単式学級）及び 2 学級（特別支援学級）、生徒数は 306 人（通常学級）及び 9 人（特別支援学級）、教職員数は 22 人（うち副校長は 1 人）

5 B 中学校の平成 30 年 5 月 1 日時点の学級数は 9 学級（単式学級）及び 2 学級（特別支援学級）、生徒数は 261 人（通常学級）及び 13 人（特別支援学級）、教職員数は 22 人（うち副校長は 1 人）

（養護教諭の業務を支援する専門スタッフの活用事例）

17 県教委、32 市教委、145 校（公立小学校 64 校、公立中学校 64 校及び公立高等学校 17 校）及び 8 私立中学校の中には、教育活動の充実とともに養護教諭の負担軽減を図るため、養護教諭の業務を支援する専門スタッフを活用している事例がみられた（図表 3-（3）-⑨）。

図表 3-（3）-⑨ 養護教諭の業務を支援する専門スタッフの活用事例

職種	内容								
学校保健支援員	<p>市教委は、内科・歯科検診や保健統計等で多忙な時期や、給食アレルギーや震災避難児童への対応等、養護教諭 1 人では対応に不安な場合があり、その支援を行うため、平成 29 年度から学校保健支援員を市教委に配置し、経験が少ない養護教諭が在籍する小・中学校に派遣するとともに、繁忙時などには各学校からの要請に応じて派遣している。平成 30 年度は、同支援員を市教委に 2 人配置している。</p> <p>学校保健支援員の職務は、①学校からの要望に対する学校現場での養護教諭の支援・業務補助、②児童生徒への対応に関わる養護教諭に対する支援、③市外から転入した養護教諭や新規採用養護教諭に対する支援、④その他学校保健事務補助等とされており、養護教諭としての勤務経験が相当程度ある者を採用している。</p> <p>市教委及び学校保健支援員が派遣された小・中学校からは、同支援員の配置・派遣による効果について、下表のような意見が聴かれた。</p> <p>表 学校保健支援員の配置・派遣による効果</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th>意見の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市教委</td> <td>学校保健支援員を利用した養護教諭からは、「手引を見ても分からなかった点を同支援員から教えてもらい、疑問を解決できた」、「検診中、体調不良の子供に養護教諭が付き添ったため、同支援員がいて助かった」、「勤務時間中は来室児童が絶えず、検診結果を入力できなかったので助かった」との意見が聴かれた。</td> </tr> <tr> <td>小学校</td> <td>本校では、平成 29 年度から、在籍する養護教諭が育児休業中のため、学校勤務が初めての養護助教諭（教員免許状を取得しているが、採用試験には合格していない者）が配置されているが、平成 29 年度は 5、6 回、30 年度も 3、4 回、学校保健支援員が派遣されたことにより、健康診断、歯科検診等の準備、感染性胃腸炎の発生時の消毒方法等について対応することができた。</td> </tr> <tr> <td>A 中学校</td> <td>本校では、平成 30 年 10 月の歯科検診の際に、学校保健支援員の派遣を要請している。歯科検診の際、同支援員は、検診会場で検診の準備、運営、後片付けなどの作業に携わっており、養護教諭が保健室を長時間空けることなく、生徒に対応することができた。</td> </tr> </tbody> </table> <p>学校保健支援員は、配置人数が 2 人と少なく、派遣制であるため、多くの派遣要請はできないものの、今後も年に数回ある各種検診の際に</p>	区分	意見の内容	市教委	学校保健支援員を利用した養護教諭からは、「手引を見ても分からなかった点を同支援員から教えてもらい、疑問を解決できた」、「検診中、体調不良の子供に養護教諭が付き添ったため、同支援員がいて助かった」、「勤務時間中は来室児童が絶えず、検診結果を入力できなかったので助かった」との意見が聴かれた。	小学校	本校では、平成 29 年度から、在籍する養護教諭が育児休業中のため、学校勤務が初めての養護助教諭（教員免許状を取得しているが、採用試験には合格していない者）が配置されているが、平成 29 年度は 5、6 回、30 年度も 3、4 回、学校保健支援員が派遣されたことにより、健康診断、歯科検診等の準備、感染性胃腸炎の発生時の消毒方法等について対応することができた。	A 中学校	本校では、平成 30 年 10 月の歯科検診の際に、学校保健支援員の派遣を要請している。歯科検診の際、同支援員は、検診会場で検診の準備、運営、後片付けなどの作業に携わっており、養護教諭が保健室を長時間空けることなく、生徒に対応することができた。
区分	意見の内容								
市教委	学校保健支援員を利用した養護教諭からは、「手引を見ても分からなかった点を同支援員から教えてもらい、疑問を解決できた」、「検診中、体調不良の子供に養護教諭が付き添ったため、同支援員がいて助かった」、「勤務時間中は来室児童が絶えず、検診結果を入力できなかったので助かった」との意見が聴かれた。								
小学校	本校では、平成 29 年度から、在籍する養護教諭が育児休業中のため、学校勤務が初めての養護助教諭（教員免許状を取得しているが、採用試験には合格していない者）が配置されているが、平成 29 年度は 5、6 回、30 年度も 3、4 回、学校保健支援員が派遣されたことにより、健康診断、歯科検診等の準備、感染性胃腸炎の発生時の消毒方法等について対応することができた。								
A 中学校	本校では、平成 30 年 10 月の歯科検診の際に、学校保健支援員の派遣を要請している。歯科検診の際、同支援員は、検診会場で検診の準備、運営、後片付けなどの作業に携わっており、養護教諭が保健室を長時間空けることなく、生徒に対応することができた。								

	<p>は、派遣を要請したいと考えており、派遣の継続を希望する。</p> <p>B 中学校 本校では、平成 30 年の春と秋に実施した歯科検診の際に、学校保健支援員の派遣を要請している。歯科検診の際には、体育館に歯科医と歯科衛生士が構成したラインが 4 セットできるが、養護教諭、養護助教諭のうち 1 人は、体調不良を訴える生徒に迅速に対応するため、保健室に居なければならない。また、検診会場では、養護教諭 1 人よりも同支援員の支援があった方が歯科検診に係る生徒への効果的・効率的な指導、管理等を行うことができる。</p> <p>今後も校内で検診等の行事がある際は、学校保健支援員の派遣を要請したいと考えており、同支援員は学校現場に必要な専門スタッフである。</p>
こころの教育支援（パート看護師）	<p>(注) 当省の調査結果による。</p> <p>市教委は、学校で発生するいじめや不登校等に、一層、迅速かつ確実に対応するため、「こころの教育支援事業」を実施しており、平成 27 年度から、パート看護師を配置し、児童生徒一人一人の心の安定を図っている。</p> <p>平成 30 年度は、パート看護師を 6 人採用し、市内を 12 地区に分けて、2 地区につきパート看護師を 1 人配置しており、パート看護師は、小・中学校からの要請を受けて 1 日 3 時間から 6 時間、月に 30 時間から 60 時間、年間 100 日程度で稼働している。</p> <p>パート看護師の職務は、養護教諭の不在時（修学旅行、自然体験教室など宿泊を伴う学校行事）や多忙時（年度初めの児童生徒の健康診断）に、保健室業務（児童生徒のけがや疾病時の応急処置や保健室登校の児童生徒の対応）を担うこととしており、看護師免許の有資格者を採用している。</p> <p>パート看護師の配置による効果について、市教委からは、「養護教諭不在時などにおいて、学校の安心安全で安定した運営に寄与できる」との意見が聴かれた。</p> <p>また、パート看護師が派遣された小・中学校からは、①「パート看護師が学校に派遣されることで、学校に 1 人のみ在籍する養護教諭が校外行事に随行できる」、②「養護教諭が不在の際、児童生徒がけがをしたときでも対処できる」との意見が聴かれた一方で、パート看護師は市全体で 6 人しかいないため、各校の行事が重なった場合、派遣してもらえない場合があることを課題として挙げている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

(事務職員の業務を支援する専門スタッフの活用事例)

17 県教委、32 市教委、145 校（公立小学校 64 校、公立中学校 64 校及び公立高等学校 17 校）及び 8 私立中学校の中には、事務職員の負担軽減を図るため、事務職員の業務を支援する専門スタッフを活用している事例がみられた（図表 3-(3)-⑩）。

図表 3-(3)-⑩ 事務職員の業務を支援する専門スタッフの活用事例

職種	内容
学校事務アドバイザー	<p>市教委は、新規採用事務職員等への指導助言や学校からの市会計の伝票審査などに対応するため、平成 24 年度から、学校事務アドバイザーを市教委に配置し、小・中学校の新規採用事務職員や市外からの転入事務職員等を対象に、その事務処理能力に応じて週 1 回や月 1 回など定期的に派遣している。平成 30 年度は、同アドバイザーを市教委に 3 人配置している。</p> <p>学校事務アドバイザーの職務は、次のとおりであり、同アドバイザーは、公募によらず、元事務職員を任意に採用している。</p> <p>(学校事務アドバイザーの職務)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 新規採用、市外転入、臨時的任用等の事務職員への指導助言 ② 学校事務共同実施グループ連絡会議と連携しての共同実施組織の支援 ③ 学校が執行する市会計の伝票審査及び予算執行の進捗管理 ④ その他事務補助 <p>市教委からは、学校事務アドバイザーの配置による効果について、「派遣先</p>

	<p>の校長からは派遣回数増加の要望もあり、感謝されている」との意見が聴かれた。</p> <p>また、学校事務アドバイザーが派遣された小学校からは、「平成 29 年度は、学校に 1 人のみ在籍する事務職員が育児休業中で、臨時職員が代替的に配置されていたが、本市の学校事務の経験がなかったため、同アドバイザーを定期的に派遣してもらい、対応することができた」との意見が聴かれた。</p>
--	---

(注) 当省の調査結果による。

(教委に複数の専門スタッフによる一元化した相談窓口を設置している事例)

17 県教委、32 市教委、145 校（公立小学校 64 校、公立中学校 64 校及び公立高等学校 17 校）及び 8 私立中学校の中には、教育活動の充実とともに教員の負担軽減を図るため、教委に複数の専門スタッフによる一元化した相談窓口を設置している事例がみられた（図表 3-(3)-⑩）。

図表 3-(3)-⑩ 教委に複数の専門スタッフによる一元化した相談窓口を設置している事例

内容									
<p>市教委は、学校現場だけでは解決が困難な問題について、専門的な知識や学校現場での経験が豊富な者が助言、対応等を行うことを目的に、平成 27 年度から、市単独事業により学校教育サポート室を市教委に設置している。</p> <p>学校教育サポート室の職務は、学校問題の解決支援に関する事務を処理することとされ、同室のメンバーには、元校長や元警察官等が採用されている。平成 30 年度は、同室に 6 人（現役の教員 1 人を含む。）を配置しており、17 小学校及び 6 中学校を支援している。</p> <p>市教委及び学校教育サポート室から支援を受けている 2 中学校からは、同室の設置・支援による効果について、下表のような意見が聴かれた。</p>									
<p>表 学校教育サポート室の設置・支援による効果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>意見の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市教委</td> <td>以前であれば、学校現場だけで対応を考えていた問題についても、学校が学校教育サポート室に相談した上で対応できるようになったので、教職員の負担が軽減されている。</td> </tr> <tr> <td>A 中学校</td> <td>以前であれば、学校現場だけで対応を考えていた問題についても、学校が学校教育サポート室に相談した上で対応できるようになったので、教職員の負担が軽減されている。 また、学校教育サポート室には、元校長が在籍しているため、学校経営についても相談や助言を受けることができる。</td> </tr> <tr> <td>B 中学校</td> <td>学校教育サポート室には、元警察官が在籍しているため、学校で起こった問題について、警察に相談すべき事案か否かを相談することができる。</td> </tr> </tbody> </table>		区分	意見の内容	市教委	以前であれば、学校現場だけで対応を考えていた問題についても、学校が学校教育サポート室に相談した上で対応できるようになったので、教職員の負担が軽減されている。	A 中学校	以前であれば、学校現場だけで対応を考えていた問題についても、学校が学校教育サポート室に相談した上で対応できるようになったので、教職員の負担が軽減されている。 また、学校教育サポート室には、元校長が在籍しているため、学校経営についても相談や助言を受けることができる。	B 中学校	学校教育サポート室には、元警察官が在籍しているため、学校で起こった問題について、警察に相談すべき事案か否かを相談することができる。
区分	意見の内容								
市教委	以前であれば、学校現場だけで対応を考えていた問題についても、学校が学校教育サポート室に相談した上で対応できるようになったので、教職員の負担が軽減されている。								
A 中学校	以前であれば、学校現場だけで対応を考えていた問題についても、学校が学校教育サポート室に相談した上で対応できるようになったので、教職員の負担が軽減されている。 また、学校教育サポート室には、元校長が在籍しているため、学校経営についても相談や助言を受けることができる。								
B 中学校	学校教育サポート室には、元警察官が在籍しているため、学校で起こった問題について、警察に相談すべき事案か否かを相談することができる。								
<p>(注) 当省の調査結果による。</p>									

(注) 当省の調査結果による。

ウ 人材バンクの活用や地元大学との連携協力による専門スタッフの人材確保に係る取組状況

17 県教委、32 市教委、145 校（公立小学校 64 校、公立中学校 64 校及び公立高等学校 17 校）及び 8 私立中学校の中には、次のとおり、人材バンクの活用や地元大学との連携協力により専門スタッフの人材確保を行っている事例がみられた（図表 3-(3)-⑪）。

- ① 人材バンクを活用し、高等学校等において多様な教育活動を支援する専門スタッフの人材確保を行っている事例
- ② 個に応じた学習指導支援を行う専門スタッフについて地元大学との連携協力により人材確保を行っている事例

図表 3-(3)-⑫ 人材バンクの活用や地元大学との連携協力により専門スタッフの人材確保を行っている事例

区分	内容												
<p>人材バンクを活用し、高等学校等において多様な教育活動を支援する専門スタッフの人材確保を行っている事例</p>	<p>県教委は、民間企業等で培われた優れた知識や技術を有する地域の者や、学校で教職員としての勤務経験を有する者などの多様な教育力を活用して県立の高等学校や中等教育学校の教育力の向上を図るとともに、生徒一人一人に目の行き届いた教育支援を推進することを目的に、平成 27 年度から、県単独事業として「ハイスクール人材バンク」（以下「人材バンク」という。）事業を実施している。</p> <p>人材バンクには、県内又は近隣県に在住・在勤の者が、自身の専門分野や得意分野などを登録し、学校からの依頼に応じて、下表のとおり、①特別講師、②学校支援スタッフ、③サポートティーチャーとして、県立の高等学校や中等教育学校の教育における多様な教育活動の支援を行っている。</p> <p>表 人材バンクにより配置される専門スタッフ</p> <table border="1" data-bbox="432 667 1385 958"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>主な職務</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別講師</td> <td>単発の授業や講演会の講師として指導</td> <td>雇用を伴わない。</td> </tr> <tr> <td>学校支援スタッフ</td> <td>教科指導や教育の一環として行うその他の活動を支援</td> <td>雇用を伴わない。</td> </tr> <tr> <td>サポートティーチャー</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学習支援業務 ・ 進路支援業務 ・ キャリア教育支援業務 ・ 専門教育支援業務 等 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国費負担又は県単独事業により配置される専門スタッフ（非常勤職員） ・ 週 29 時間又は 20 時間勤務 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当省の調査結果による。</p> <p>人材バンクを活用する場合、①各学校は、登録者を活用したい取組の内容や目的などを記載した利用依頼書により人材バンク事務局に依頼、②人材バンク事務局は、学校の要望に合う登録者の情報を学校に提供、③学校は登録者に直接連絡し、活動条件の詳細について交渉することになる。</p> <p>県教委及び人材バンクを活用した高等学校からは、人材バンク、特にサポートティーチャーの取組による効果について、次のような意見が聴かれた。</p> <p>(県教委)</p> <p>サポートティーチャーは、平成 27 年度から増員措置を講じており、人材の確保は重要な課題である。また、教員の働き方改革に伴い外部人材を有効活用し、教員の負担軽減を図ることは喫緊の課題になっている。</p> <p>このような状況において、民間企業等で培われた優れた知識や技術を持っている地域の者や、教職員としての経験を有する者などに人材バンクに登録してもらい、学校のニーズに応じた人材を紹介する取組は有効であり、その果たす役割は大きいと考えている。</p> <p>(高等学校)</p> <p>サポートティーチャーは、人材バンクから本校の希望に応じた登録者を紹介してもらい、本校が直接面接して採用している。平成 30 年度に配置しているサポートティーチャーは、50 歳代の大学の非常勤講師であり、主に生徒の進路相談への対応を行っているが、担当業務を生徒への就職支援に係るもののみと明確にしたため、活動が活発になり、生徒や教員からの評価が高い。</p> <p>サポートティーチャーは、担当業務を明確にした上で、人材を確保することが重要であると考えており、学校が要求する人材に対して多様な提案が可能な人材バンクの仕組みは有効である。</p>	職種	主な職務	備考	特別講師	単発の授業や講演会の講師として指導	雇用を伴わない。	学校支援スタッフ	教科指導や教育の一環として行うその他の活動を支援	雇用を伴わない。	サポートティーチャー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学習支援業務 ・ 進路支援業務 ・ キャリア教育支援業務 ・ 専門教育支援業務 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国費負担又は県単独事業により配置される専門スタッフ（非常勤職員） ・ 週 29 時間又は 20 時間勤務
職種	主な職務	備考											
特別講師	単発の授業や講演会の講師として指導	雇用を伴わない。											
学校支援スタッフ	教科指導や教育の一環として行うその他の活動を支援	雇用を伴わない。											
サポートティーチャー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学習支援業務 ・ 進路支援業務 ・ キャリア教育支援業務 ・ 専門教育支援業務 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国費負担又は県単独事業により配置される専門スタッフ（非常勤職員） ・ 週 29 時間又は 20 時間勤務 											
<p>個に応じた学習指導支援を行う専門スタッフについて地元大学との連携協力により人材確保を行っている事例</p>	<p>市教委は、地元の A 大学及び B 大学と連携して、これらの大学の学生を、市単独事業により配置しているスクールサポーター（通常学級や特別支援学級、保健室・特別教室等において、個に応じた学習指導支援を行う専門スタッフ（ボランティア））として任用し、小・中学校に派遣する取組を実施している。</p> <p>市教委は、A 大学とは平成 17 年 4 月に、B 大学とは 22 年 7 月に、上記の取組について連携協力に関する協定書を取り交わし、毎年度、スクールサポーターを募集し、希望する学生を週 1 回・半日程度、小・中学校に派遣し、</p>												

一定期間継続して、各学校が必要とする支援活動に参加してもらっている。
 スクールサポーターに係る平成 29 年度の任用実績は、A大学の学生は 64 人、B大学の学生は 55 人であり、これらの学生が 24 小学校及び 3 中学校に派遣されている。

市教委からは、スクールサポーターを小・中学校に派遣する取組の効果について、「同サポーターとして任用する学生には、大学の授業の空き時間を利用して、交通費を含め無報酬で参加してもらっているが、教育現場での経験を積みたい学生と、支援を必要とする児童生徒への学習支援、生活支援等に人手を必要とする学校の切実なニーズが重なり、学校現場における教員の負担軽減に非常に貢献している」との意見が聴かれた。

また、スクールサポーターが派遣された小・中学校からは、同サポーターの派遣効果について、下表のような意見が聴かれた。

表 スクールサポーターの概要及び派遣効果（平成 30 年度）

（単位：人）

学校種	派遣人数	職務内容	派遣効果
A 小学校	2	通常学級の授業に加わり、要支援児童の隣に座って、学習支援を担当	スクールサポーターが積極的に児童の中に入ってくれるので助かっている。授業中、要支援児童に付き添ってもらうことで、教員が授業を進められる。スクールサポーターがいなければ、他の教員等に代わってもらうしかない。
B 小学校	4		
A 中学校	1	1 年生の通常学級の授業にチーム・ティーチングの T2 要員（注 2）として、要支援生徒の学習支援を担当	チーム・ティーチングの年間計画にスクールサポーターを T2 要員として組み込んでおり、教員に代わる要員として、非常に助かっている。
B 中学校	1	別室登校の生徒に対する学習支援を担当	スクールサポーターとして任用された大学生は、生徒に近い世代であるため、人気がある。別室登校の生徒の補習は教科担任の業務だが、スクールサポーターに支援してもらい、教員の負担軽減につながっている。

（注）1 当省の調査結果による。

2 テーム・ティーチング（TT）では、T1 が授業全体を進め、T2 は支援が必要な子供の支援を担当する。

（注） 当省の調査結果による。